平成２９年（フ）第３０７号
鹿児島県鹿児島市谷山中央５丁目21番28号
ミラドール前田101号
破産者　上籠惠美子
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第３８８号
鹿児島県鹿児島市谷山中央５丁目21番28号
ミラドール前田101号
破産者　上籠　　裕
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第７０４号
北九州市小倉南区上貫１丁目14番７号
破産者　萩森　公一
1　決定年月日　平成30年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１９４号
群馬県安中市嶺1134番地１
破産者　小川　修司
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第２２９号
群馬県高崎市上佐野町248番地18　ＡＹハイツⅢＦ号
破産者　日田　英一
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第２９５号
埼玉県深谷市田谷145番地　市営桃園団地41－２－６
破産者　鈴木　　悟
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第３１７号
埼玉県比企郡滑川町月の輪７丁目５番地７
破産者　尾林　克美
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第７１１号
福岡県中間市通谷１丁目９番７号
破産者　坂口　英士
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３３号
佐賀県伊万里市立花町3295番地５　コーポグリーンヒル205号室
破産者　池田　　信
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第６４号
岩手県奥州市水沢区字北丑沢86番地５　Ｃ号棟
破産者　佐藤　翔平
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２９年（フ）第８０５号
仙台市青葉区通町２丁目17番６―601号
破産者　佐々木玲子
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１６４号
群馬県邑楽郡大泉町坂田５丁目24番22号
破産者　江森　　潔
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第５０号
埼玉県行田市大字荒木2119番地２
破産者　森田　敏一
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第２３０号
神奈川県横須賀市浦郷町３丁目21番地
破産者　白井　一馬
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第１５６号
長野県松本市梓川倭3097番地
破産者　嶋田　文利
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第１８２号
長野県松本市大字笹賀4542番地
破産者　藤木　幸司
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第１５６８号
名古屋市中川区法華西町118番地　メゾン法吉101号、従前の住所名古屋市中川区かの里２丁目608番地の２
破産者　加藤　知子
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１７１３号
名古屋市昭和区御器所通２丁目３番地の１
ＧＯＫＩＳＯ　ＴＨＫ1001号
破産者　森田　潤一
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部